

## ハートフルクラブ会員規約

### 第一条（名称）

本会は、「ハートフルクラブ」と称します。

### 第二条（所在地）

本会の事務局は東京都新宿区水道町 2-1 ブライズ神楽坂 DUE1F ハートフルセレモニー株式会社内に設置します。

### 第三条（会の目的）

本会は「ハートフルクラブ」の趣旨に賛同し入会した会員及びご家族ご親族の皆様の、経済的、精神的負担を軽減するとともに、会員及びそのご家族ご親族様のご逝去される前後に生じる諸問題、特に成年後見、遺言、相続（相続税も含む）、葬儀、埋葬などの問題に対する情報提供、並びに各会員個別の相談を通じた諸問題への提案や税理士等専門家と連携し問題解決を目指すことを目的としております。

### 第四条（会の特典）

入会者は以下の特典を得られるものとします。

① 葬儀を施行する際、(ハートフルセレモニー株式会社がホームページもしくは各種パンフレット類に掲載する) セットプランでの会員価格の適用、またはセットプラン以外のプランでの花祭壇を含む葬儀費用（詳しくは事務局にお問合せください）の5%～10%値引き。

【火葬式プラン・39セット5%OFF 59・69セット以降10%OFF】

② 葬儀の無料相談

③ 仏壇仏具の割引購入(10%～30%引き)

④ その他会員様(会員様の御家族様)の御逝去前後のトータルサポート、成年後見、遺言、相続を中心とした専門家のアドバイスを受けること。

⑤各種割引

⑥他各種特典あり。

⑦会報お届け(不定期)。(現在停止中)

### 第五条（入会手続）

(1) 書面による入会手続

1) 入会申込時には事務局所定の「会員申込書」に必要事項を記入し、署名捺印のうえ事務局に提出いただくとともに入会金を入金していただきます。

2) 事務局は、前項の確認ができしだい速やかに所定の入会手続を行い、「ハートフルクラブ」の会員であることを証明する会員カード「ハートフルクラブカード」を交付します。

### 第六条（入会金及び入会金の振込）

1) 入会金は5,000円とします。原則として、入会時に現金一括支払いとします。なお、一旦、支払済みとなった入会金は返還いたしません。

2) ハートフルセレモニー株式会社でご葬儀を執り行った方は、葬儀終了後1年以内であれば入会金が無料となります。

### 第七条（会員資格）

事務局が第五条1項1号の会員申込書および入会金の受領または会員登録の完了を確認した時点をもって会員資格の始期とします。但し、葬儀申込後の入会手続はできません。(葬儀施行終了後は可)

### 第八条（権利行使）

入会者が第四条①、②の特典を行使しようとする場合は、第五条各項2号記載の「ハートフルクラブカード」を事務局または葬儀の打合せ担当者に提出するものとします。紛失等の理由によりカードの提出が困難な場合は、別途事務局が定める書面を提出することにより、代替できるものとします。

### 第九条（変更事項の届け出）

会員は、会員申込書に記載した事項（住所等）に変更が生じたとき、速やかに事務局に変更事項を届け出るものとします。

会員が変更の通知をしなかったときは、事務局が把握している最後の住所地に通知したことにより連絡が完了したものとします。

### 第十条（会員の権利・権利の適用範囲・名義の貸与・譲渡・再入会）

- 1) 権利を行使（※葬儀施行時の会員価格の適用）した時点で、会員資格は消滅します。但し、権利行使後 2 ヶ月以内に事務局所定の継続手続きを行なうことで、「ハートフルクラブ」に無料で再入会できるものとします。2 ヶ月経過後に再入会する場合は有料にて新規の入会手続きを行なっていただきます。
- 2) 会員の権利行使（※葬儀施行時の会員価格の適用）の適用範囲は会員及び会員配偶者の 2 親等内とします。
- 3) 名義の貸与、譲渡はできません。

### 第十一条（入会申込の撤回「クーリングオフ」）

入会を申し込まれた方は、事務局が第五条 1 項 1 号の「会員申込書」を受領した日を含む 8 日間は、事務局に対し書面により入会申込の撤回をすることが出来ます。その効力は書面（封筒・ハガキ）の消印日から有効です。この場合、振込手数料を差引いたうえ、入会金をご指定の口座にお振込みいたします。

### 第十二条（個人情報の保護）

個人情報の取得・管理は、ハートフルセレモニー株式会社が別途定める「個人情報保護方針」に基づいて行うものとします。

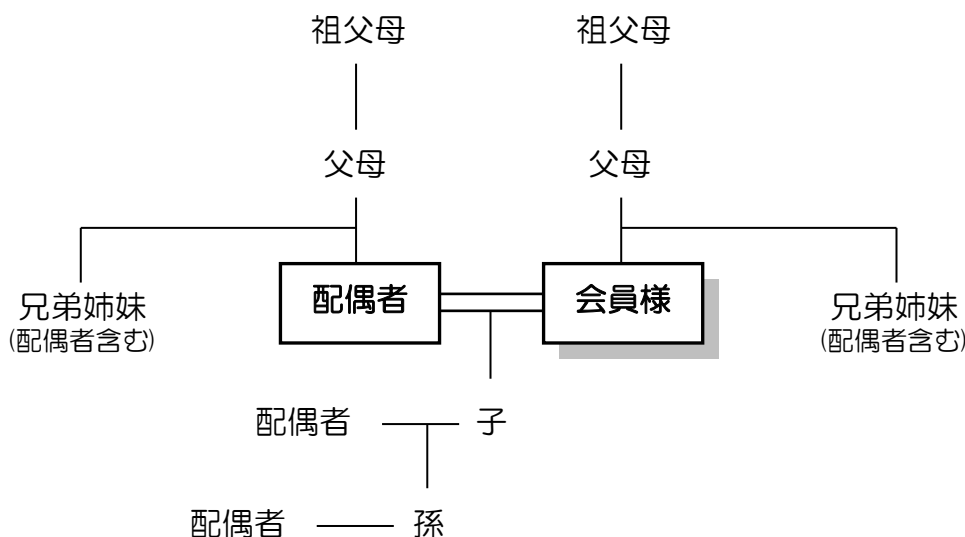
### 第十三条（協議解決）

本規約に定めのない事項及び疑義が生じたときは、会員及び「ハートフルクラブ」事務局にて誠実に協議し解決するものとします。

2024 年 1 月現在

#### 【補足資料】

※葬儀施行時の会員価格適用の適用範囲(2 親等内)



この規約についての問合せや会員権利の行使時の窓口は次のとおりです。

「ハートフルクラブ」事務局（年中無休） 住所：〒162-0811 東京都新宿区水道町 2-1 ブライズ神楽坂 DUE 1F  
ハートフルセレモニー株式会社内 TEL03-6280-8431